

代官山春花祭実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、代官山春花祭実行委員会（以下「本会」と云う。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、「代官山らしさ」、すなわち「穏やかで洗練された都市生活と、街区の賑わいと
の共存」の追求を目標に、地元の居住者・勤務者・事業者、来街者等代官山に関係し、代官
山に関心を持つすべての人々が楽しみ、参加出来る企画を催し、もって、地域振興と良好な
コミュニケーション形成を目的とする。

(会員)

第3条 本会は、前条の目的に賛同し、催事等に参加または協力を申し出た者（以下、会員と呼ぶ）
をもって構成する。ただし、法人の場合は1法人2名までとする。

- 2 会員は、定例総会への出席の意思表示または議事委任の意思表示をもってその資格を得る。
- 3 定例総会終了後でも、催事等に参加または協力を申し出たものは会員になることができる。
- 4 会員は、実行委員長に届け出ることによって、いつでも任意に退会することができる。

(政治的宗教的な中立性)

第4条 本会は、政治的、宗教的に中立なものとする。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を渋谷区代官山町内に置く。

(組織)

第6条 本会は、総会と幹事会の2会議をもって組織する。

- 2 総会は、本会の最高意思決定機関であり、全会員をもって構成する。
- 3 総会は、毎年遅くとも9月末日までに招集する定期総会のほか、幹事会の議決により招集
する臨時総会の2種類とする。
- 4 幹事会は、会員の中から選任された者をもって構成する。
- 5 幹事会は自己の決議により、外部の有識者を幹事会に参加させることができる。ただし、
当該有識者は幹事会の議決権を持たないものとする。

(職務)

第7条 定期総会では、第2条に掲げる目的を達成するため催事等の基本方針を議決する。基本方
針とは、次の項目をいう。

- 一 開催期日
- 二 主な会場
- 三 コンセプトやテーマの設定（必要に応じて）
- 四 主な催事の内容
- 五 概算予算案

六 その他、催事等の実施に必要な事項

- 2 幹事会は、総会の決定した催事等の基本方針に基づき、具体的な催事等の計画案及び収支予算案を策定し、会員に周知したうえでその催事等を実施する。
- 3 幹事会は、催事終了後の最初の定期総会において事業報告及び決算会計報告を行い、総会の承認を受けるものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一 実行委員長 1名
- 二 実行副委員長 1名
- 三 幹事長 1名（実行委員長、実行副委員長と兼務可）
- 四 担当幹事 最大7名
- 五 会計監査 最大2名（同一法人から2名は不可）

(役員を選任と任期)

- 第9条 役員（役職未定の者、最大10名）および会計監査は定期総会において選任する。任期は4年後の定期総会までとし、再任を妨げない。
- 2 実行委員長および幹事長は幹事会において互選する。任期は1年間とし、再任を妨げない。
 - 3 実行委員長は、幹事の中から実行副委員長を選任する。
 - 4 各役員は、相応の理由がある時は幹事会の承認を得て役職を辞任することができる。

(役員職務)

第10条 実行委員長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 実行副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理し、委員長が欠けた時はその職務を代行する。
- 3 幹事長は、担当幹事を指揮監督して催事等の計画の充実に図り、円滑に実行する。
- 4 担当幹事は、催事等の計画とその実行に必要な職務を分担する。担当する内容は幹事会により決定するが、会計担当幹事は必ず選任するものとする。
- 5 会計監査は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 本会の会計及び資産の状況を監査する。
 - 二 実行委員長、同副委員長、幹事長、担当幹事の業務執行状況を監査する。

(各会議の議事)

第11条 総会は、実行委員長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事会で総会召集の議決があった場合、実行委員長は総会を招集しなければならない。
- 3 総会における議決権数は、下記を与える。
 - 一 実行委員長 5
 - 二 実行副委員長 3
 - 三 幹事長 3（他の役員を兼務する場合は多い方とする）

四 上記以外の会員 1

- 4 幹事会は、必要の都度、実行委員長または幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会の議決権数は、下記を与える。
 - 一 実行委員長 3
 - 二 実行副委員長 2
 - 三 幹事長 2（他の役員を兼務する場合は多い方とする）
 - 四 担当幹事 1
- 6 決議について特別の利害関係を有する役員は幹事会の決議に参加できない。
- 7 各会議の議事は、当日会議参加者と委任表明者の議決権総数の過半数をもって決するものとする。但し、賛否同数の場合は、議長の裁定により、これを決するものとする。

（財源）

第12条 本会会員は、総会の議決に従い所定の会費、催事参加費を支払う。

- 2 会費は、定期総会に付議する概算予算案において、金額、納付期日、納付方法を明記する。
- 3 催事参加費は、定期総会に付議する概算予算案において、金額、納付期日、納付方法を明記する。
- 4 寄付の申し出があった場合の受領可否は、幹事会の議決による。

（事業計画及び会計期間）

第13条 事業計画及び会計期間は、原則として1催事毎に区分するものとする。

- 2 実行委員長は、1催事終了毎に事業報告及び収支報告書を作成し、会計監査の監査を受けた後、それを催事後最初の定期総会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の収支決算の結果、余剰を生じたときはその処分案を、負債（借入金）を生じた時はその補填方法案を、それぞれ提出してその決議を得なければならない。但し、余剰を生じた場合には、次回と同種催事費用の一部に充てるため繰り越すものとし、みだりに異種の催事費用に流用してはならない。

（会則の改定）

第14条 この会則の改定は幹事会の議決を経て総会において議決する。

付則

第1条 本会則は、令和4年10月1日から施行する。